

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第24号

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第4章（略）	第1章～第4章（略）
第5章 請負契約の解除（第51条－ <u>第55条</u> ）	第5章 請負契約の解除（第51条－ <u>第55条の4</u> ）
第6章（略）	第6章（略）
附則 （通則）	附則 （通則）
第10条 （略）	第10条 （略）
2～6（略）	2～6（略）
7 請負契約に定める請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。	7 請負契約に定める <u>催告</u> 、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
8（略） （契約の保証）	8（略） （契約の保証）
第12条 （略）	第12条 （略）
2（略）	2（略）
<u>3～5</u> （略） （暴力団関係業者による下請負の禁止等）	<u>3</u> 請負者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 <u>4～6</u> （略） （暴力団関係業者による下請負の禁止等）
第14条の2 請負者は、 <u>第52条第1項第6号アからオまでのいずれかに該当する者</u> （以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。	第14条の2 請負者は、 <u>第52条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者</u> （以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。
2～4（略） （監督員）	2～4（略） （監督員）

第21条 (略)

2～4 (略)

5 契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって契約担当者に到達したものとみなす。

6 (略)

(支給材料及び貸与品)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によっては発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知しなければならない。

6～9 (略)

10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 (略)

(かし担保)

第49条 契約担当者は、工事目的物にかしがあるときは、請負者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要では

第21条 (略)

2～4 (略)

5 契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって契約担当者に到達したものとみなす。

6 (略)

(支給材料及び貸与品)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと(第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知しなければならない。

6～9 (略)

10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となつたときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 (略)

(契約不適合責任)

第49条 契約担当者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求す

なく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、契約担当者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第39条第4項又は第5項（第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けたとみなされる日から2年（木造その他これに準ずる構造の工作物の建設工事にあつては1年、設計図書で別に期間を定めた建設工事にあつては当該期間）以内に行わなければならない。ただし、そのかしが請負者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 契約担当者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

4 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は契約担当者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、請負者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第50条 請負者の責めに帰すべき事由により工期内に建設工事を完成することができない場合においては、契約担当者は、損害金の支払を請負者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額とする。

ることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約担当者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、請負者は、契約担当者に不相当な負担を課するものでないときは、契約担当者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、契約担当者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約担当者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第50条 削除

3 契約担当者の責めに帰すべき事由により、

第40条第2項（第46条第1項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を県に請求することができる。

（契約担当者の解除権）

第52条 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。

- (1) (略)
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) (略)
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第54条第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。
- (6) 請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（請負者が個人である場合にあつては当該個人をいい、請負者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以

（契約担当者の催告による解除権）

第52条 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) (略)
- (4) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

下この号において同じ。)が暴力団員等
(暴力団員による不当な行為の防止等に関
する法律(平成3年法律第77号。以下
この号において「暴対法」という。)第2
条第6号に規定する暴力団員(以下アに
おいて「暴力団員」という。)又は暴力団
員でなくなった日から5年を経過しない
者をいう。以下この号において同じ。)で
あると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定す
る暴力団をいう。以下この号において同
じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関
与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の
不正な利益を図る目的又は第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団又は暴力
団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対し
て財産上の利益の供与又は不当に有利な
取扱いをする等直接的又は積極的に暴力
団の維持若しくは運営に協力し、又は関
与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、
役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な
関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その
他の契約の締結に当たり、その相手方が
暴力団関係業者であることを知りなが
ら、当該契約を締結したと認められると
き。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材
料の購入契約その他の契約の相手方とし
た場合(カに該当する場合を除く。)に、
契約担当者が請負者に対して当該契約の
解除を求め、請負者がこれに従わなかつ
たとき。

ク 契約担当者が第14条の2第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

2 (略)

3 第1項の規定により請負契約が解除された場合においては、請負者は、請負代金額の10分の1（低入札価格調査を受けて落札者となった請負者にあつては、請負代金額の10分の3）に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第1項第1号から第5号までの規定により請負契約が解除された場合においては、契約担当者は、第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

2 (略)

(契約担当者の催告によらない解除権)

第52条の2 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 請負者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 請負者の債務の一部の履行が不能である

場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、契約担当者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第54条又は第54条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

(10) 請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（請負者が個人である場合にあつては当該個人をいい、請負者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契

約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク 契約担当者が第14条の2第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

（契約担当者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 契約担当者は、建設工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3・4 (略)
(請負者の解除権)

第54条 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契約を解除することができる。

(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 契約担当者が請負契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

2 請負者は、前項の規定により請負契約を解

第52条の3 第52条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が契約担当者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約担当者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約担当者の任意解除権)

第53条 契約担当者は、建設工事が完成するまでの間は、第52条又は第52条の2の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 第52条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3・4 (略)
(請負者の催告による解除権)

第54条 請負者は、契約担当者が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償につき必要な費用の負担を県に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第55条 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。

2～5 (略)

(請負者の催告によらない解除権)

第54条の2 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条の3 第54条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第55条 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。

2～5 (略)

6 請負者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。

7 請負者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

8・9 (略)

6 請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。

7 請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

8・9 (略)

10 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については契約担当者及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

(契約担当者の損害賠償請求等)

第55条の2 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期限内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第52条又は第52条の2の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第52条又は第52条の2の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項1号に該当し、契約担当者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額を請求するものとする。

6 第2項の場合（第52条の2第1項第8号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、契約担当者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（請負者の損害賠償請求等）

第55条の3 請負者は、契約担当者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして契約担当者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第54条又は第54条の2の規定により請負契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第40条第2項（第46条第1項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を県に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第55条の4 契約担当者は、引き渡された工事的目的物に関し、第39条第4項（第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による

引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、契約担当者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 契約担当者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、契約担当者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 契約担当者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。

<p style="text-align: center;">第6章 雑則 (保険等)</p> <p>第56条 (略)</p>	<p><u>7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p><u>8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は契約担当者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、契約担当者は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 雑則 (保険等)</p> <p>第56条 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。